

# 新型コロナウイルスの感染予防について菊川市議会の対応



- 2月28日 議会運営委員会にて傍聴対応を検討
- 3月3日～ 傍聴自粛の呼びかけ  
※本会議・委員会の傍聴をご遠慮いただいています。
- 3月26日 **国へコロナ対策の意見書** 提出
- 4月10日 議会運営委員会にて今後のコロナ対応について検討
- 4月10日 全員協議会にて市長への要望書・コロナ対応について協議
- 4月14日 ホームページで市議会の新型コロナウイルス対応公表
- 4月14日 **市長へ要望書** 提出
- 4月23日 全員協議会にて市の新型コロナウイルス対応の説明を受ける
- 4月30日 全員協議会・議会運営委員会
- 5月7日 臨時議会

## 国への意見書

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだに治療方法が確立されていないことから、国内はもとより世界中で感染が拡大し、日本企業の活動停滞や訪日旅行者の減少など日本経済に影響を及ぼしている。

政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、帰国者等への支援、国内感染対策の強化や水際対策の強化、更には、新型コロナウイルス感染拡大に備える「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」の成立、また、影響を受ける産業等への緊急対応にも取り組んでいるが、全国的な感染拡大を受け、静岡県内においても感染事例が3例あることや感染しても症状がない「無症状病原体保有者」も確認され市中感染が危惧されている状況である。

本市でも速やかに、感染予防対策を講じられるよう対策本部を設置し、市民への感染予防の周知や小・中学校の臨時休校、市主催のイベントの自粛、議会傍聴者入場規制等による「市民への安全」を優先し感染予防を進めてきたところである。

国においては国民の安全・安心を守るため、地方公共団体・医療関係者等の関係団体や関係機関が緊密に連携して適時適切な、感染拡大防止対策や追加の経済対策等の適切な取り組みが求められる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を図るため、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、ワクチン及び簡易検査キットの早期開発を図ること。
- 2 感染症指定医療機関等における医療機器の整備、医療物資の確保に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更に対する支援を速やかに行うこと。
- 3 地域経済の影響を踏まえた対策を実施するとともに、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用等に十分な財政措置を講ずること。
- 4 消費者、生活者に対する支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

静岡県菊川市議会

衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 山東 昭 子 様  
内閣総理大臣 安倍 晋 三 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 萩生 田光 一 様  
厚生労働大臣 加藤 勝 信 様  
経済産業大臣 梶山 弘志 様  
内閣官房長官 菅 義 偉 様

## 市長への要望書

菊議第 12 号  
令和2年4月14日

菊川市長 太田 順 一 様

菊川市議会  
議長 松本 正 義



新型コロナウイルス感染症による市民への緊急対応を求める要望書

新型コロナウイルス感染症は、いまだにワクチンや治療法が確立されていないことから、国内はもとより世界中で感染が拡大し、企業等の活動停滞や訪日旅行者の減少など日本経済や市内経済に大きな影響を及ぼしている。静岡県内においても感染事例が増加しており、市内においても感染が確認されたことから、本市の感染予防対策本部では、基本方針に基づき市民への感染予防の周知や小・中学校の臨時休校、市主催のイベントの自粛、更に4月から体育館や図書館等市の公共施設の閉館を行っている。

政府においては、国内感染対策の強化や水際対策の強化、さらには、影響を受ける産業等への緊急対応策として、事業活動の縮小や雇用への対応、金融措置、学校臨時休業によって生じる課題への対応等にも取り組んでおり、また、市においては、経済変動対策貸付金利子補給事業の補正や放課後児童クラブの特例期間の条例改正がなされたが、新型コロナウイルス感染症の影響は、長期化するとの予測もあることから、市内の飲食業、小売業、教育・研究、ジム、カルチャー教室、娯楽産業等に個人的消費の減退による経済損失に対する、早急な経済支援措置が求められている。

市議会としても、国に対し医療体制の強化に向けた支援や地域経済影響を踏まえた対策の実施、消費者、生活者に対する支援等の要望をしたが、更に市民の安全・安心を守るため、国や県等の関係団体や関係機関が緊密に連携し、早急な経済対策等の適時適切な取り組みが求められる。

よって、市におかれては、新型コロナウイルス感染症による緊急対応策として、下記事項についての措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 市民の生命と健康を守ることを最優先に、関係機関との協力のもと、市民への正確・迅速な情報提供と相談支援の体制を整備する等の万全な対応を図ること。
- 2 市内で新型コロナウイルスに感染した患者が発生した際は、個人情報やプライバシーに配慮しつつ、感染拡大を防止する観点から市民への積極的な情報提供を行うとともに、患者及びその家族の日常生活及び精神的ケアを図ること。
- 3 国の休業補償の対象外となるフリーランスやNPO法人等を含む個人事業主にも独自支援を検討すること。
- 4 新型コロナウイルスの流行により事業活動に多大な影響を受ける中小企業や農業者等に対し、事業の継続ができるよう更なる経済対策を検討すること。
- 5 子ども保育のために、休業するひとり親世帯に市単独休業手当の創設を検討すること。
- 6 教育委員会と連携し、小中学生及び保護者へのより細やかな指導・対応を行うとともに精神的ケアを図ること。
- 7 外国人の就労状況の把握と支援を行うこと。
- 8 国・県の指示を待つことなく指導力を発揮し、素早い決断と対応を行うこと。